

## 堀内会館利用細則

この細則は、堀内会館（以下「会館」という。）の円滑な運営に関し必要な事項を定めたものです。

### 1. 利用対象の範囲

- ・町内会主催の各種会議および催し
  - ・町内会会員（※）同士（家族を含む）による非営利の親睦会、サークル活動
  - ・町内会会員（※）による非営利の地域の福祉活動、地域貢献活動
  - ・行政または公共団体が主催する催し
- ※町内会会員・・・葉山町にある町内会の会員

### 2. 利用登録

- ・会館利用の希望者は「堀内会館利用登録申請書兼誓約書（様式第1号）（以下「申請書」という。）」及び「利用者一覧表（様式第2号）」を葉山町（公共施設課）に提出すること。ただし、町内会が利用対象の範囲内において利用する場合には、利用登録を不要とする。
- ・申請書には利用代表者の氏名など必要事項を記載すること。なお、利用代表者については、葉山町にある町内会の会員であること。
- ・利用者として承認された場合には、葉山町（公共施設課）より「堀内会館利用登録証（様式第3号）」を発行する。
- ・葉山町ホームページに掲載または公共施設課窓口に配架してある申請書を利用すること。

### 3. 利用可能な日時

原則、午前8時から午後9時まで

### 4. 利用予約の手順

- ・利用代表者は利用希望日時を会館管理者（あずま町内会）にお電話にてご予約ください。予約の際、町が発行した「堀内会館利用登録証」に記載されている登録番号をお伝えください。なお、留守番電話に接続された場合は、利用者氏名、連絡先の電話番号及び利用希望日時をお伝えください。

会館管理者の電話番号：(046) 875-0900

- ・会館管理者より、ポストのダイヤル式鍵の暗証番号を利用代表者にご連絡します。利用者が自ら会館の鍵及び駐車場の南京錠を開錠し、利用後は自ら施錠しポストへ返却してください。

## 5. 会館及び駐車場使用料

無 料 ※駐車場の利用は、会館の利用者に限る

## 6. 利用者の義務

会館を利用するときは、次の事項を守らなければなりません。

葉山町にある町内会の会員であること。

利用時間を守ること。

器具・備品などを丁寧に取り扱い、室内を汚損しないこと。また、会館内にある物品は持ち帰らないこと。

会館及び敷地内は禁煙とする。

利用終了後は、後片付け及び清掃を行い、使用した机・いすを元の位置に戻すこと。

会館の利用に伴って発生したごみは全て持ち帰ること。

音などで会館の近隣に迷惑が掛からないよう注意を払うこと。

会館利用者は会館周辺の道路へ路上駐車をしないこと。

## 7. 伝達事項

- ・ 会館内は、冷暖房が完備されていませんので予めご承知おきください。
- ・ 無償貸付は建替えまでの期間に限定し、老朽化による建替えを検討していますので、工事が決まったら閉鎖し、利用できなくなります。
- ・ 事故及び怪我について、町では責任を負いかねますので、ご理解の上、会館をご利用ください。
- ・ 当細則を遵守しない場合は、利用登録を取消することに一切異議を申し立てないことにご理解ください。

この細則は令和7年7月9日から施行する。

## 様 式

第1号 堀内会館利用登録申請書兼誓約書

第2号 利用者一覧表

第3号 堀内会館利用登録証